

# 研究所ニュース

No.83

2023.8.31



特定非営利活動法人

非営利・協同総合研究所いのちとくらし

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-7-8 東京労音お茶の水センター2階

Tel. 03-5840-6567 Fax. 03-5840-6568

E-mail: [inoci@inhcc.org](mailto:inoci@inhcc.org) <http://www.inhcc.org>

【副理事長のページ】 (No. 83)

## 見るべきものを見つめて 目をそらさず

高柳 新

「じいちゃん、これまでやっていたことに悔いはないですか？」と孫に聞かれた。

僕が大病をして退院してから毎日のように散歩についてきてくれている。それに最近ジブリ映画の「君たちはどう生きるか」を見てきたばかりなので、いくらか“人生”について考えはじめていたようだ。

僕は一瞬ためらったが、「悔いはないね」と答えた。歩きながらの質問であった。理由を話そうと思ったが、理屈っぽくなるのでやめた。

僕は胃癌と食道癌の併発状態で治療を受け、胃癌の方は手術、食道は放射線と化学療法を受けた。術後1年たったが、内視鏡、CTなどでも異常はなかった。ほっとしている。一時はある意味、覚悟のようなものもよぎった。だから、自分としても、どのような社会を生きてきたのかを考えていた。

“安保粉砕、岸を倒せ” “インターン制は直ちに廃止せよ” 連日のようなデモである。学生大会の準備に明け暮れ、“仲間の拡大” に心血を注ぐ毎日だった。学業は二の次、三の次。

大学卒業後は直ちに民医連へ。当時の民医連は医者もろくにおらず、金もなく、ただ働く人民への献身と平和と民主的社會を目指すという理念だけははっきりしていた。迷いはなかった。民医連を生み出した先輩達は、旧制高校を放校されたり、医局や国立病院から追放されたりした。戦前の治安維持法の弾圧、そして戦後のレッドパージを潜り抜けてきた、信頼すべき信念の人が多かった。僕は「赤とんぼ」を聴くと砂川闘争を思い、「七つの子」で映画「二十四の瞳」を思い出す世代だ。勿論、吉野源三郎の『君たちはどう生きるか』は何度も読んだ。ベトナム戦争のころは『同時代のこと』に感動した。

いずれにしても退院後、生きてきた社会と改めて向き合ってみて、とても重大なことに気が付いたのだ。

日本社会は戦後のアメリカを中心とした占領時代を経て、平和憲法もあるが、安保体制が70年以上も、存在し続けている。

ラジオ、テレビ、パソコン、スマホ……と置いてきぼりをくうほど、どんどん進歩している。社会的、政治的にも大変化が起こっている。かつて大田病院時代に見たメーデーの風景は全く姿を消してしまった。当時はメーデーが近くなると、石井鉄工などの大企業は勿論、中小の工場に、そして街に赤旗がはためいていた。ストライキは日常なものだった。「総評」は破壊され、社会党も消滅してしまった。全学連という言葉もほとんど聞かなくなった。学生大会などもはやない。ソ連が崩壊し、冷戦時代は終わり、ヨーロッパの共産党は姿を消した。「社会主義国家」と言われてきたものも、ことごとく資本主義の中に変質してしまった。こうした歴史の大転換にもかかわらず、戦後日本では相変わらず、安保体制、(安保条約、日米地位協定、密約)が続いているのである。

“安保粉砕”とデモし、叫ばなければいけないような状況が、悪化こそすれ、手を変え品を変え今も生き続けている。

ジョン・ダワーの『敗北を抱きしめて』『吉田茂とその時代』『昭和』を再読している。日本人の戦後史、安保関係の本、そして読み損ねていた本もどんどん詰め込んでいる。

日本は戦後、一貫してアメリカ帝国主義の支配下にある『属国』だということを再認識した。アメリカの属国であると言いだしたのは社会党でも、共産党でもなく、自民党の副総理、内閣官房長官の後藤田正晴氏だ。オーストラリア出身の日本の研究者、ガバン・マコーマックの著書に『属国』というタイトルの日本分析の本もある。日本が抱える諸問題の源を深く解明している。

これからが本題である。『沖縄の〈怒〉』(ガバン・マコーマック+乗松聡子著)は、核心に触れる問題意識と論評は極めて説得的であり、沖縄問題の必読書だと思う。その中で、まさかここまでもかと驚かされたのは以下の文章だ。

「伊達判決が出た翌日の朝8時、閣議が始まるわずか1時間前に、駐日米国大使ダグラス・マッカーサー2世は藤山外務大臣と緊急に面談した。マッカーサーは、伊達判決によって人心が動揺し、困った事態になるかもしれないと語り、藤山に、東京高裁に控訴せずに最高裁に上告する「跳躍上告」を勧めた。さらに、マッカーサーは最高裁長官とも会って事の重大性を理解させた。地裁判決僅か8か月半という異例の速度で、1959年12月16日、最高裁は東京地裁判決差し戻しの判断を下した。米国の干渉が明るみに出たのは2010年4月になってようやく、日本の外務省は34ページ分の文章を1959年裁判の生存中の元被告たちに開示した。最高裁判決は、事実上安保条約を憲法よりも上位に置き、法律上の異議をあらかじめ封じることによって、日本における米軍基地を確固たるものにし、1か月後の安保条約改定(とそれにまつわる密約)への道を拓いた。」

2008年に国際政治学者、新原昭治氏がアメリカ公文書館より密約文書を発見したことは知っていたが、今回初めて砂川闘争、伊達判決を覆すためのアメリカの直接介入をまざまざと思い知らされた。新原文書以降もジャーナリスト末波靖司や法学者布川玲子の新しい文書の発掘と研究が積み重ねられている。

以下、『砂川事件と田中最高裁長官』(布川玲子、新原昭治編著)『検証法治国家崩壊法

改』(吉田敏治+新原昭治、末波靖司著)等に依拠し、もう一步踏み込んでみた。まず、内容に触れる前に、どこで、どんな状況で密約交渉が行われていたのかが想像がつく文書がある。ダグラス・マッカーサー大使の交渉相手であった藤山外務大臣の回想録で公開されたものである。まるで国民の目を恐れたスパイ小説の主人公たち、そのままの姿である。

「安保交渉は大事な交渉だから、秘密が記者諸君にもれてはいけない。そこで、表向きは1か月に一度外務省で交渉し、問題点を整理して新聞記者に発表するが、これとは別に、公表せず、こっそり行う会議を並行していくことになった。

その秘密交渉の舞台には帝国ホテルを使った。それも用心に用心を重ねて、あっちの客室、こっちの客室と、会議のつど借りる部屋を変えた。私と外務省の人たちは、ひとりずつ、人目につかないように入っていく。マッカーサー大使は、ホテルの東宝劇場に近い方のアーケードのある入り口を利用した。車を近くで停めて、シャツの箱をぶら下げる。その中には実は必要な書類を忍ばせてあったのだがぶらぶら歩いて、シャツを買いに来たか、買って帰るような格好でふらふらと部屋に아가ってきたから、おそらく、だれの目にもとまらなかっただろう。(藤山愛一郎回想録「政治わが道」)

4月3日マッカーサー大使の望み通りに跳躍上告が決定した。マッカーサー大使は最高裁への跳躍上告の決定の知らせを、岸首相の腹心である自民党・福田赳夫幹事長(当時)から直接受けていた。

マッカーサー大使は4月1日の国務長官宛て「秘」公電で「最高裁には3000件を超える停争中の案件がかかっているが最高裁は本事件に優先権をあたえるであろうことを政府は信じている。」と、藤山外務大臣との密議で聞かされたと書いている。

これは、行政から司法への圧力であり三権分立という民主国家の原理を侵す行為に他ならない。

1959年4月24日には「……内密の話し合いで田中最高裁長官は大使に、本件には優先権があたえられているが、日本の手続きでは審議が始まったあと判決に到達するまでに少なくとも数か月かかると話した。」

なんとマッカーサー大使は最高裁長官にまで接触の手を伸ばしている。

11月には「田中最高裁長官との最近の非公式の会議のなかで砂川事件について短時間はなしあった長官は、時期はまだ決まっていないが最高裁が来年のはじめまでには判決を出せるようにしたいと言った。……田中最高裁長官は、下級審の判決が支持されると思っているという様子は見せなかった。反対に彼は、それはくつがえされるだろうが、重要なのは15人のうちのできるだけ多くの裁判官が憲法問題にかかわって裁定することだと考えているという印象だった。こうした憲法問題に〔下級審の〕伊達判事が判決を下すのは全く誤っていたのだ、と彼はのべた」

田中最高裁長官は自ら最高裁の評議の秘密は決して漏らしてはいけないと言い、合議の際には事務官も入れず長官自らが秘書のように仕事をしてきたと講演していながら、砂川判決の際には「評議の秘密」を裁判所法に違反し、アメリカに評議の中身を売り渡し続けていたのである。

最高裁判決のポイントは、1つは日本に駐在する米軍は日本の指揮権が及ばない軍隊であること、及び、「統治行為論」という法概念を使って米軍は日本の憲法9条に違反していないという判決を下している。「統治行為論」とは高度に政治的なことは司法の判断にはなじまない。外交は憲法より上位のものであるという判断に基づいている。ちよっ

と考えればわかることだが、高度に政治的なことには司法の判断はなじまないと言いながら、安保条約、米軍駐留は「一見明白には違憲とはいえない」と司法の判断を示している。何が何でも、ご都合主義である。

砂川闘争について少し触れておこう。1955年、砂川米軍基地、飛行場の延長のため、農民の土地取り上げに町が一致団結して戦った「事件」である。(砂川町は現在、立川市に合併されている。)

農民が先頭に立っていたが、労働者、学生が「援農」とも合わせて支援に入り、弁護士も支援体制を組んでいた。左派社会党が中心になり、共産党も支援していた。

測量を阻止しようと警察ともみ合っているうちに何人かが、2、3メートル基地内に入り込んでしまった。支援の労働者、学生の7人が刑事特別法違反で訴えられた。学生の1人は明治大学の学生、都学連委員長で全学連書記長でもあった土屋源太郎氏ら3名の学生と、日本鋼管川崎製鉄所労働者坂田茂氏ら4名が、逮捕、告訴された。

土地収用のための調査を阻止するため機動隊との血みどろの戦いが繰り返された。「土地に杭は打たれても、心に杭は打たれない」の合言葉のもと農民たちは一歩も後には引かなかった。

警察官に殴られ、蹴られ、押しつぶされ、思わず、「お母さん」と叫んだ女子学生がいた。この弾圧に参加していた警官の1人は、「同じ日本人を…」と思って自殺をしている。

以上は、『砂川闘争の記録』(宮岡政雄著)に詳しい。砂川の1人の少女の詩を紹介しておく。

あの日

あの日わたしは学校から帰って  
ぐちゃぐちゃになった垣根  
ふみにじられた庭の草花を見て  
くやしさを胸がいっぱいになった  
思い出だけでぞっとするあの日  
乱闘服を乗せた装甲車が  
土煙をあげて  
何台も何台も砂川に来た  
警官は「もんぺ」姿のおばさんを蹴った  
労組のおじさんをなぐった  
わたしの姉もふみ倒した  
姉の手や足や背中に  
まっさおなあざがいまも残っている  
警官をにくむように  
ああ恐ろしい  
こんなことをするのは誰なの？  
こんな恐ろしい命令を出すのは誰なの？  
(砂川中学三年 馬場タケ子)

伊達判決は、安保条約に基づく米軍基地は憲法9条違反であるとし、7人の被告に無罪を言いわたした。1959年3月30日のことである。

ここから上記した司法をめぐるアメリカの介入と日本政府と最高裁の謀略が展開されたのである。

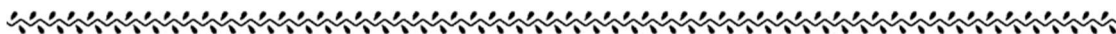
一口で言えば「安保改正」直前にこんな判決を許してはとんでもないことになるということでアメリカと日本の支配層がいわば共謀して伊達判決の転覆を謀ったのである。「ブーメラン効果」「相撲の技」をつかって土俵際でうっちゃるように伊達判決を葬れとマッカーサーは日本側にはっぱをかけている。

伊達判決は、一度は葬り去られたかに見えた。しかし、日本の司法の名誉を守った。砂川闘争はついに農民側の勝利に終わった。2008年の新原氏らの努力による日米の機密文書の発見により、伊達判決は完全によみがえった。

僕は憲法を守り、安保体制（安保条約、日米地位協定、日米合同委員会、そして密約）に抗い、生きてきた。そしてこれからの人生、孫世代のために、「属国」日本の解放に向けて頑張ろうと思う。

ウクライナ戦争を奇貨として、アメリカを中軸として日本の支配層は韓国とも一帯となり“新三国同盟”とも言える軍拡路線に踏み込んでいる。許してはならない。僕の医療人生については、ここを土台に次の機会に書くことにしよう。（文中、太字は僕の記載です）。

（たかやなぎ あらた、研究所副理事長・全日本民医連名誉会長）



【事務局より】2023年度の研究助成について、応募総数は12件でした。委員会・理事会で検討した結果、下記4件への助成が決定しました。

●研究助成（共同3件、個人1件）、○は研究代表者

・(共同)「エッセンシャルワーカーの労働条件分析----歴史・現状と改革の方向」田中洋子（筑波大学人文社会系・教授）○、三山雅子（同志社大学社会学部・教授）、首藤若菜（立教大学経済学部・教授）、小谷幸（日本大学生産工学部・教授）、朴昌明（駿河台大学法学部・教授）、小尾晴美（中央大学経済学部・助教授）、上林陽治（立教大学コミュニティ福祉学部・特任教授）、林亜美（神田外語大学・講師）、高橋麻美（川崎市市民文化局人権男女共同参画室・調査員）

・(共同)「公害発生と補償過程における差別と貧困一宮崎県土呂久地区慢性砒素中毒症を例に」鎌谷勇宏（大谷大学社会学部・准教授）○、志賀信夫（県立広島大学保健福祉学部・准教授）、伊藤泰三（県立広島大学保健福祉学部・講師）、日田剛（九州保健福祉大学社会福祉学部・准教授）、孔栄鍾（佛教大学社会福祉学部・准教授）

・(個人)「障害者支援施設の社会的意義と障害者のリハビリテーション権の保障」上川毅（佛教大学・研究員）

・(共同)「戦後日本における山谷地域史と生活困窮者のオーラルヒストリー」原田玄機（高崎経済大学・特命助教授）○、半田諒志（一橋大学大学院社会学研究科・博士後期課程）、孫宜燮（一橋大学大学院社会学研究科・博士後期課程）、岡本武史（一橋大学大学院社会学研究科・博士後期課程）

【役員リレーエッセイ】

## 医学、医療の戦争動員

吉中 文志

安倍内閣は憲法九条改悪を掲げ、安全保障法制を強行し戦争する国づくりに道を開きました。それまでの「国防の基本方針」を「国家安全保障戦略」にし、専守防衛から戦争する国造りに大きく転換しました。岸田政権はこれを加速しています。「聞く力」はアメリカの声を聞くということでした。バイデン大統領は防衛費増額について3度にわたって岸田首相を説得したと述べています。

防衛3文書は、国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画のことです。「国家安全保障戦略」に加えてこれまでの「防衛計画の大綱（防衛大綱）」、「中期防衛力整備計画（中期防）」を改訂しました。安全保障戦略をこれまでの総力戦体制作りから戦争DX構想転換する内容です。安倍政権では国会論戦や反対の市民運動が盛り上がりましたが、岸田首相は議論を避けています。なし崩し的に安全保障政策の大転換を進める岸田争点点はぐらかし手法が際立っています。こうした中で知らない間に医学、医療の戦争動員が進みつつあります。

令和5年版防衛白書には、防衛力の人的基盤の強化と衛生機能の変革を進めることが明記されました。人的基盤の強化・衛生機能の中核にあるのは防衛医科大学（以下、防衛医大）とそこで育成する自衛隊医官です。戦争を想定して自衛隊医官（以下、医官）の役割を実際の戦闘における自衛隊員の生命・身体を救うことに重点を移すことが強調されています。

医官はこれまで隊員の健康維持や頑強な兵士の確保を担ってきました。しかし、現実の戦闘では医官が戦傷医療の中核を担わなくてはなりません。医官をそこに集中させて頑健な兵士の育成は一般の医師に担わせることにしたのです。

医官を育成する防衛医大の教育や研究は戦傷医療に重点を移すこととなります。頑健な自衛隊員づくりは大学医学部や民間の医療機関で代替して、防衛医大は戦傷治療に専念するという事です。戦前の軍陣医学を引き継ぐことが衛生機能の変革の内容に他なりません。「医師である幹部自衛官となるべき者を養成し、かつ、自衛隊医官に対して自衛隊の任務遂行に必要な医学についての高度の理論、応用についての知識と、これらに関する研究能力を修得させる」という防衛医大の建学の精神に純化せよということでしょう。

戦傷対応総合訓練として、戦傷外科診療能力、最前線処置、後方医療施設や艦船内での外科手術、後送などがあげられます。防衛医大は文部科学省の定めるカリキュラムに従って医学教育を行わなければならないのですが、「卒業生は医官・看護官として自衛隊に配属される以上は、他の医学部とは異なり戦傷医療についての知識・技術を在校中から修得しておくことは当然であろう」（松本尚自民党衆議院議員 産経正論 2023/2/22）というわけです。2024年度には防衛医大病院に戦闘で負傷した自衛隊員の治療を一貫して担う「外傷・熱傷・事態対処医療センター」（仮称）が新設される予定です。

更に、こうした教育で養成した医官・看護官に積極的に自衛隊外部での研修活動を行わせ、大学や民間病院でも戦傷医療が担えるよう指導を行う方針です。こうした医官・看護官の養成には 10 年程度かかります。それまでは自衛隊法に基づいて医療関係者に戦傷医療業務従事命令を出し、民間外傷診療チームとして後方待機させることも予定されています。

戦傷治療などの輸血用血液製剤の製造の許可を受けているのは日本赤十字社のみであり、自衛隊が輸血製剤を自律的に確保・備蓄する態勢づくりを進める方針です。これまで、たとえば 2019 年に厚労省の規制の事前評価書でも指摘されている方針でもありますが、防衛 3 文書改訂と規制緩和はある種一体的に進められているのです。

衛生機能の変革は戦前の健兵健民政策を想起させるものであり、防衛医大を変戦前の陸軍軍医学校（以下、軍医学校）に変貌させるものです。防衛医大を軍陣医学の中核的な教育研究機関として再編することが衛生機能の変革の核心部分だと考えられます。十五年戦争の時期に 731 部隊を生み出した軍医学校の復活が想起されます。

陸軍は 1870（明治 3）年に軍医養成所（軍医寮）を作りました。当初は自前で医学教育を実施しましたから、日本で最初の西洋医学の医育機関は軍医学校だったといえます。1874 年に東大医学部ができてからは、軍の依託学生に東大で一般の医学教育を行うようになりました。東大で医師を育成し、軍医学校へ入れて軍陣医学を学ばせる方式になったのです。

第一次世界大戦後の軍医学校の教育は、選兵医学（眼科 耳鼻咽喉科 皮膚科）、軍陣医学（衛生学 防疫学 外科学 内科学）、軍事学、野戦衛生勤務学、国際法付赤十字条約、などを実習も併せて 1 年で教えていました。軍医学校は設立当初から研究開発をもう一つの目的としていました。『陸軍軍医学校五十年史』には「軍陣衛生事項を実験講究」する「医官候補生、薬剤官候補生を教成」と明記されています。

軍医学校は第一次世界大戦を経て兵器研究に踏み出すこととなります。1918 年には軍医学校に化学兵器研究室が設置され、その後化学戦の準備を陸軍科学研究所（陸軍技術本部麾下）で本格的に進めました。

ロシアや欧米の細菌兵器開発に対抗するために作られたのが軍医学校の防疫研究室（1932 年）です。軍医学校が本格的に細菌戦への道に踏み出す転機になり 731 部隊の創設につながったのでした。これらは総力戦時代に対応したものです。

「平時の民間医療では、『命は何よりも重い』の言葉通り医療が最優先する。一方、戦場では作戦の貫徹・成功が最優先し、必ずしも負傷者に対する救命行為は優先しない」

（佐々木勝 戦傷医療と自衛隊の医療体制 2017 年 神戸大学講演）ことが戦傷医療の考え方です。患者の命よりも作戦の成功を優先するという戦傷医療の考え方は容易に命の選別につながります。コロナ禍においても年齢差別など類似の事例が起きており警戒が必要です。

医師は患者の健康を第一にする、これはヒポクラテスの誓い以降現在まで引き継がれている医の倫理の核心部分であり、患者の権利に対応したものです。患者の権利に関する世界医師会リスボン宣言（2015 年 日本医師会訳）では、「医師、患者およびより広い意味での社会との関係は、近年著しく変化してきた。医師は、常に自らの良心に従い、また常に患者の最善の利益のために行動すべきであると同時に、それと同等の努力を患

者の自律性と正義を保証するために払わねばならない。〈中略〉医師および医療従事者、または医療組織は、この権利を認識し、擁護していくうえで共同の責任を担っている。法律、政府の措置、あるいは他のいかなる行政や慣例であろうとも、患者の権利を否定する場合には、医師はこの権利を保障ないし回復させる適切な手段を講じるべきである」と述べています。

現在では戦争 DX に対応して軍医学校の亡霊がよみがえろうとしています。すなわち医学、医療の戦争動員です。日本医学会連合は 731 部隊への関与を振り返り時には抗うことが必要だと述べ、日本学術会議に対する政府の介入に反対の声明を出しました。日本医師会にも同様の行動が求められていると考えます。時代錯誤を平和へと転換するために医療界の決意を新たにしなければなりません。

(よしなか たけし、研究所理事・公益社団法人京都保健会理事長)

---

【役員リレーエッセイ】

## 読書会を始める

野田 浩夫

雑誌『世界』2020年1月号から2021年8月号にかけて向井和美という人の「読書会という幸福」という連載があった。最近一冊にまとめられて岩波新書になった。この連載を詳しく読んだのは、同じく2021年の『世界』のどこかで、高校生と一緒に『世界』の読書会を続けている高校教員の記事を見たからである。

このころ地方の民医連の後継者対策の肝要に地元の高校生との交流を置く必要を痛感していて、その際自分にできることがあるとすれば読書会の企画くらいではないかと思ひ、そのノウハウを学ぼうとしたわけである。

向井さんの連載を読んでいるうちに手っ取り早く実際に読書会を始めてみたくなった。県連の奨学生である医学生と医学生係の職員、地域福祉室の職員とで斎藤幸平『人新世の「資本論」』を読んでみることにした。ベストセラーで入手しやすく安価でもあったからである。学生用は県連が購入して配った。しかし、これが散々な失敗だった。朗読でもなく、要約でもなく、感想を雑談で語り合うという形式にしたが、予定した1章1時間を終えるのが苦痛になってしまった。マルクスや「資本論」についての予備知識があまりにばらばらで意見交換にならなかったわけである。結局2回目を終えて自然消滅してしまった。

というわけで、社会科学系の読書会は僕の周辺では難しいという教訓を得た。

向井さんの本を見ても、全部が文学というか、小説である。小説からしか始まらない気がした。



そこで小説といえば、最近驚くべき作品に出会った。数十年ぶりに、ああこれはすごいと思った。

しかし、それをすぐに語る前に、これまで僕が忘れられない小説を三つ挙げておきたい。いずれも政治小説というべきもので、今ではあまり語られることもないものだ。

第一はガッサン・カナファーニー「ハイファに戻って」。NHKの過去の番組表を検索すると1982年7月29日夜と分かるのだが、NHK教育テレビの「マイブック」に小田実が出演してこの作品を紹介した。41年も前だが、今も勤務している宇部協立病院を開設してまだ2ヶ月経たない時で、僕は30歳だったわけである。

小田実の話をもとに、北九州市小倉北区の老舗書店 金文堂に探しに行った。小熊英二に似た繊細な感じの店員が「あそこだったら自分の出した本を大切にしているから手に入りますよ」と出版社を褒めながら注文伝票を書いてくれ、まもなく購入できた。創樹社『現代アラブ文学選』（野間宏編集、1974年）という本だった。

小説の舞台はパレスチナである。1948年イギリス軍とユダヤ人部隊が大砲と銃でパレスチナ人から土地と家を奪いイスラエルを建国した。20年後の1967年イスラエルは突然に難民として暮らすパレスチナ人に故郷訪問を許可する。自分たちの国家経営の成功を見せつけるためである。その機会にハイファという街を訪れた夫婦にはそこに残ってしまった赤ん坊がいた。生死も分からないまま20年が経ってしまったのだ。家は昔のままに残り、ナチスによる迫害経験もあるユダヤ人女性が夫婦を温かく迎え入れた。なんと子どもはこの女性に大事に育てられ、名前も変わって成人していた。勤務先から帰ってきた彼はイスラエルの軍人だった。それから先の緊迫した場面はここでは省略するが、作者カナファーニーが1972年イスラエルの特殊部隊によって若くして暗殺されていることもあって、いつ読み返しても鋭い痛みを感じる作品である。

第二は野上弥生子「迷路」。作者が20年間（1936～56）もかけて書いたものなので、僕も数年に亘って厚い上下の岩波文庫を持ち歩いてきたが、読み終わった日ははっきりしている。1991年4月10日に祖母が亡くなって、急遽帰った西中国山地の古い実家の暗くカビ臭い座敷でコートを羽織ったまま所在なく葬式までの過程を過ごしていた時だったからである。小説の中に現れる大地主の屋敷などとは比べようもないが、戦前がそのままに残っている空間という点では似ていた。その後の火葬場で、雪の中で満開に咲くコブシの花を眺めていると、祖母の死とともにこの本を読み終わったという感銘があった。加藤周一によると、この小説は「一世代の日本の知識人の内面史として、おそらく比類のない作品」、「天皇制を、一方ではマルクス主義の立場から、他方では徳川体制の立場から、挾撃して相対化して批判するという仕組み」、「その意味でも日本近代文学史上の一つの記念碑」である。だとすると、日本文学の中で最高の政治小説と評価して誤りはないのではないか。

第三は李恢成「見果てぬ夢」（1977～79）。これは早逝した後輩の呼吸器科医 吉野邦雄に1983年ごろに教えられたものである。全6巻をこれまで5人くらいの人に貸したが、一気に読み終えなかった人はいなかったくらいである。さらに2013年8月の自分のブログを見ると、東京に来た韓国の医師と深夜まで話し込んでこの小説についても意見交換している。作者の主張する「土着の社会主義」といえば、大邱市の喫茶店で「韓国独自の社会主義政党が必要だね」と話し合っただけの数人の学生が逮捕され、見せしめの

ためあつという間に死刑となった 1975 年の事件もその時昔話ではなかった。

余計なことを書いて本題から逸れたが、驚くような作品というのはハン・ガン（韓江）という 1970 年生まれ女性の作家による『少年が来る』である。

2023 年 6 月 23 日の朝、少し早く目が覚めてたまたま放送大学を見ていたら「世界文学への招待」という講義が始まり、チョン・セランのベストセラー『フィフティ・ピープル』の翻訳者でもある韓国文学翻訳家 斎藤真理子さんがこの作品を解説していた。それがとても感動的で新鮮だった。

ハン・ガンは世界から最も注目されている作家の一人で、1980 年の光州事件を描いたこの作品もすでに世界的にも高く評価されており、2016 年には日本語に翻訳・出版されているということなので、こちらが無知というほかはない。

光州市出身とはいえ、当時は 10 歳で国外にいた作者が、40 歳過ぎて光州事件を題材とする小説を書いたのは、事件の死者の代弁という側面も当然あるが、それだけではない。韓国人道主義実践医師協議会代表のウ・ソッキョン先生から紹介された韓国マスコミのインタビュー記事を見ると、作者は生き残った当事者の自殺率が 11%という高さに驚き、「死なないで」という声を発したかったからだと語っている。

作品は 7 章からなる短編集の体裁をとっているが、第 1 章は聞き慣れない人の名前がたくさん出てくるのでなかなか入り込めなかった。しかし章を読み進める度に必ず第 1 章に戻って来ざるを得ず、改めて名前を確認することを繰り返して次第に登場人物が立体化されていく。光州事件の記憶がこうして定着され伝えられていくことに興奮した。

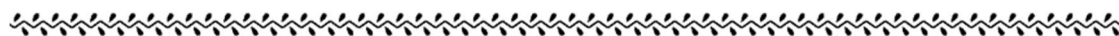
そこで読書会の話に戻るが、この小説こそぜひ読書会で病院職員と共有したくなった。一回 1 章ごとに読み進めて、1 年近くかかったとしても、朗読し感想を交換して自分のなかにこの作品を埋め込みたくなった。

思い切って呼びかけると、意外な喜びというか、60 歳代から 20 歳代まで 5 人の職員参加者があった。2023 年 8 月 4 日に第一回を開いた。登場人物一覧表と、韓国近現代史年表は僕の方で用意した。文京洙『新・韓国現代史』（岩波新書 2015 年）がとても役立つ。明治維新時の「征韓論」、その後の日韓併合、1945 年の日本敗戦くらいまでさかのぼって知っておかないと、光州事件の背景は理解できないからである。

読書会で「幼い鳥」と題された第 1 章をゆっくり読んでいくと、その幼い鳥が飛び立ち僕たちの顔を覗き込んでくるようだった。それが「少年が来る」ということなのだった。

(のだ ひろお、研究所理事・山口民医連・宇部協立病院)





【役員リレーエッセイ】

ダニエル・ベラン、リアン・マホン著／上村泰裕訳  
『社会政策の考え方 現代世界の見取図』有斐閣、2023年6月

小磯 明

急速に変わりゆく世界のなかで、社会政策は、従前の前提を問い直すような、新たな社会的・経済的・理論的課題に取り組まなければならない。グローバル化や移民の増加からジェンダー規範や家族構造の変化に至るまで、今日の社会政策システムが直面する課題は困難なものである。こうした状況のもとでは従来の考え方に囚われていてはだめで、20年前なら社会政策の研究者や実務家が見落としていたかもしれない問題を考慮に入れる必要がある。本書の序章でのこのような指摘は評者も同じ考えである。そもそも社会政策という研究分野は世界の変化に適応していかなければならず、グローバルな動向と、依然として残る国ごとの違いの両方に注意しなければならないのであろう。

こうした考えのもと執筆された本書の目的は、従来の社会政策の古典的洞察を放棄することなく、しかも新たな現実を考慮に入れて、この分野の簡潔な概観を提供することである。したがって本書は古典と現代の両方の理論と概念を用いて、既存の社会政策の仕組みを揺るがし新たな研究上の問いを提起している幅広い過程に光を当てている。一方、こうした過程は、ジェンダー関係の増大、さらには社会政策のイノベーションの実験場としての途上国（グローバルサウス）の重要性の増大、といった事柄が社会政策にもたらす影響を評価する際の背景説明にもなっている。本書はまた、社会政策の形成におけるアイデアの役割にもっと注意を払うべきだという論陣を張っている。さらに原著者らは、この分野を伝統的に特徴づけてきた方法論的ナショナリズム（分析単位を国民国家に限る見方）を克服し、国境を越えたアクターの役割に注目することで、比較社会政策研究をさらに実り豊かなものにしたいとも述べている。

第1章では、資本主義的産業社会への移行によって生じたさまざまな圧力からいかにして社会政策が生まれてきたかを理解させてくれる4人の古典的思想家—カール・ポランニ、エミール・デュルケーム、リチャード・ティトマス、T.H.マーシャル—の貢献を検討している。第2章では、各国がそれぞれ異なる福祉国家を発展させてきた理由を検討しようとする、もっと詳細な諸理論を概観している。それらの理論は今なお重要な洞察を含むものではあるが、特定のアクター、とりわけ労働組合、左派政党、経営者団体などを軽視したり、制度（国家構造や政策遺産）を重視してアイデアの重要性を見落としたりしがちだったりする点で限界がある。こうした理論はまた、主として欧米諸国だけに注目し他の国々をほとんど無視しており、社会政策が主として国家スケールで実施されることを自明視していた。

第3章からは、こうした限界を乗り越えて進むのだが、まずは政策研究へのイエスタ・エスピン・アンデルセンの重要な貢献である『福祉資本主義の三つの世界』の類型論に関する議論から始めている。それだけでなく、フェミニスト理論家が提出した代わりの類型や概念も検討している。第3章と第6章では、脱工業化にともなう性別役割分業規範

から共稼ぎ家族規範への移行によって生じた課題について探求している。また、各国社会がこの重要な変化をどのようにどこまで受け入れるかを左右する社会的要因や理念的遺産についても検討している。

第3章では、欧米諸国だけでなく、途上国に出現したか出現しつつある福祉レジームの多様性に視野を広げた学者たちの洞察についても論じている。こうした研究が大事なものは、エスピン-アンデルセンが発見した「三つの世界」—自由主義レジーム・保守主義レジーム・社会民主主義レジーム—以外の世界があることを示しているからという理由だけではない。条件付現金給付（CCTs, 子女の就学や受診などを条件に給付を行なう制度）や社会年金に関する研究が示すように、途上国は政策イノベーションの重要な実験場となっているのである。さらに、そうしたイノベーションが大規模なインフォーマル部門の存在から生じた課題に取り組むものである場合、それは潜在的に先進国もまた、不安定労働の蔓延によって同様の問題に直面しているからである。

第7章では、最近の移民の波（主として途上国から先進国へと向かう、亡命希望者・難民・不法就労者などの混成）が既存の福祉国家、とりわけ西欧の福祉国家にもたらす課題も探求している。各種の多文化主義を受け入れることで福祉国家の維持に必要な社会連帯が蝕まれてしまうのではないかという人もいるが、移民は技能の低い人も含めて、高齢化する先進国の労働需要を満たすために必要とされている。例えば「グローバルなケアの連鎖」が形成され、かつて保育と介護を無償で担っていた主婦・母・娘に代わって、移民がケア労働を担うようになった。このことは第6章で論じられている。

原著者らはグローバル社会政策という新たな研究には二つの側面があると指摘する。第一は、国際機関やシンクタンク、多国籍の運動ネットワーク、国際NGOなどが表明し流布させる社会政策の処方箋に関する研究である。第二は、国境を越えて出現した社会問題に関する研究であり、グローバルな解決策とそれを実行するためのガバナンス構造の探求である。それらの課題は第8章で取り上げている。

訳者があとがきで述べているように、本書は社会政策研究の世界標準を示す最新の入門書である。社会政策を専攻する大学院生は、本書を通して最近の国際学会や国際雑誌でどのような話題が論じられているかを一望できる。他分野の専門家も、社会政策という研究分野の魅力や基本的な考え方を知ることができる。社会学、ジェンダー論、移民研究、比較政治学、国際関係論、国際開発学などの参考書としても面白く読めると訳者は述べている。さらに訳者も指摘していることであるが、評者の知る少し前の社会政策論の教科書とはかなり印象が違っている。途上国の福祉に多くのページを割くとともに、ジェンダー、エスニシティ、グローバル社会政策といった多岐にわたるテーマを扱っている。そして訳者が指摘しているもう一つのことは、日本社会政策学の成果は本書に一つも引用されていないことである。この点では、評者は若干の寂しさを感じるのだが、日本の社会的現実を踏まえた世界と対話できるような研究成果を発信していくことが、現在求められているという理解なのであろうと考えさせられた点である。

（こいそ あきら、研究所理事・公益財団法人政治経済研究所研究員・法政大学講師）



## スターリンの「民族問題」論

石塚 秀雄

●世界のあちこちで起きている地域民族紛争の一つだと思われたウクライナ紛争は、国際社会をまきこむ予想外のウクライナ・ロシア戦争の兄弟殺しとなり、ウクライナにカネと武器を支援する NATO 諸国のための代理戦争の様相を呈している。民主と専制、正義と悪の価値観戦争と見なされたので、妥協すなわち和平の余地はないというチキンレースが進んでいる。不可解なことに、国連も仲介役を当初から放棄し、人道支援派は非人道的といわれるクラスター爆弾の使用に抗議するという様子もない。平和を祈る 8 月に平和がなにより、戦争だめ、という素朴な声はニッポンではどこに行ってしまったのだろうか。ウクライナ戦争にも原因となった地域民族紛争の淵源があるはずと思い、ウクライナ周辺地域の民族問題はどうか論じられていたのかということで、その専門家と言われたスターリンの書いたモノを読み直してみた。

●今風に言えばスターリンはロシア人ではなかった。黒海に沿ったジョージアの旧グルジア人である。トロッキーはウクライナ人であった。ブレジネフ書記長もウクライナ人（ロシア系）であった。なぜ彼らがロシアの最高指導者になったのか。それはソビエト連邦が多民族国家を自認していたので、彼らはグルジア人でありウクライナ人でありかつまた「ロシア人(国民 nation)」であったのだ。民族問題と国家問題はつまり分かりづらなものなので、紛争や差別も多発するのである。

スターリンは世間ではすこぶる評判が悪いので、名前を口に出すだけでも顰蹙を買う恐れがある。スターリンの本は高校生の頃にちょっと読んでくらいである。今改めて読もうと思ったのは、スターリンが現在のウクライナ紛争地の周辺のグルジア人だからである。当時の帝政ロシアの人口は約 1 億 4000 万人で、そのうち大ロシア人が 7500 万人、その他多くの少数民族が 6500 万人という構成であった。つまり「ロシア人」の半分は少数民族なのであった。

●スターリンが「民族問題」について最初の小論を書いたのは 1904 年 25 歳の時である。グルジア語で書いている。「社会民主党は民族問題をどう理解するか」というタイトルである。社会民主党とは共産党のことである。ロシアにおいて民族問題はどこで起きているのか。それは辺境の地である。辺境の中心地は黒海周辺の地域である。カフカス地方、グルジア、タジキスタン、カザフスタン、アルメニア、ウクライナなどである。もちろん東方のシベリアや西方のフィンランド、リトアニアなどもロシアにとってはロシア人と異民族が混在して住む辺境の地であった。ロシアでは西洋では起きないポグロム（ユダヤ人など少数民族に対する大虐殺など）がなぜ起るのか（当時まだナチズムは出現していなかった）。それはヨーロッパと違ってロシアには民主主義がなくツァーリズム（皇帝専制政治）による貴族地主制度が弱小民族を抑圧するためだとスターリンは言っている。スターリンの主張は、どんな民族にも自決権があるし、大事なものは母語の使用を抑圧されないことであり、民族問題の解決は、プロレタリア階級闘争によってしか解決で

きないというものだった。いわゆる民族主義はブルジョア民族主義であり、民族の特権を主張するもので、それでは民族間の対立の民族の隔壁を取り除くことはできない、と若きスターリンは言っている。

ここまで読んで、若きスターリンとは友だちになれそうな気がした。なぜ、スターリンが民族問題について書いているのかといえば、当時のグルジアを含めた黒海周辺の地域の多様な民族のモザイク状態をロシア革命のための階級闘争に高める必要があったからだろう。つまり支配層にとっては人民を分割させ統治するのに民族紛争は格好の道具だったから、それを打破するためには各民族の団結が必要と見たのである。

その次のスターリンの重要論文は、1913年34歳の時の「マルクス主義と民族問題」である。この論文はウィーンで書いた。レーニンがスターリンの「民族問題」論を読んで、若い優秀なグルジア人がいると高く評価したという。多分、スターリンの中央政治家としての出世はこんなところがきっかけになったのではないだろうか。この論文でスターリンは有名な民族の定義を書いた。すなわち、「民族とは、言語、地域、経済生活、文化の共通性を持ち、心理状態の共通性がある歴史的に構成された共同体である」。

●スターリンは、革命期のソビエト政府が形成される1922年までの著作を読む限りは、民族の存在に肯定的であった。彼自身が辺境の少数民族たるグルジア人であったからだ。彼の党内の論敵たちは、民族は独立した国家を作るのがよいという主張であった。スターリンはそれに対して、民族問題で単純明快の分かりやすさを追求するのは短慮であると言っている。たとえば「グルジア語を話し、トルコ文化を持ち、イスラム教を信じている、マジヤール人」をどの民族範疇に組み込むのかと。スターリンはなかなか機知に富んでいる。

スターリンは1917年以前においては、来るべきロシア革命のときには、諸民族が民族自決権に基づいていかに革命の側につくのか、反動の側につかないようにするにはどうすべきかということをも重大な問題と位置づけていた。「どんな民族も対等平等であり、自決権がある」とスターリンは言っている。ある民族が特別優秀だとか民族的特権があるというのではよくないと彼は言っている。革命後の国家については、独立民族国家が集まって連邦をつくるべきだという意見が民族主義派からだされ、それに対してスターリンは階級闘争は民族問題より上位にあるものだと、民族自決権・自主決定権を認めた上で、民族国家による分離独立国家として集まって連邦を作るのではなくて、一国のなかにおける自治共和国（自治州）の集まりがよいと主張した。そのために国家はプロレタリアートによる社会主義国家でなければならないとした。民族派が国家はアメリカ合衆国のようなものだと言うのにたいして、スターリンは米国の各州は民族や人種単位で構成されたものではないと述べた。

●以上の議論は1917年のロシア革命以前の状況における話であって、ロシア革命後の地域国家はどうあるべきかという非常に大事なテーマであった。スターリンは民族国家（Nation State）を西欧のイギリスやフランスやドイツなどの単一民族国家・帝国主義・植民地支配型国家と、東方の多民族国家すなわちオーストリア・ハンガリー帝国、トルコ帝国、ロシア帝国などと区分して、同列に民族問題は扱うべきでないと考えていた。1917年のロシア革命が最初はケレンスキーのブルジョアジー政府から始まり、1918年ベラルーシのブレストリトフスクで結ばれたドイツとの条約で、ロシアはフィンランド、

バルト三国、ポーランドの支配地(領土)を失い、またウクライナ、ベラルーシなどが「普通の」共和国として独立した。出来たてほやほやの弱体のソビエト革命政府は、他国への領土分割や独立など新たな民族問題の展開への対応をせまられ、その後のソ連邦形成に至る国家と民族の位置づけは 1922 年頃までのロシア共産党の重大テーマであった。ここでそれについて論ずる余裕はないが、その後のソビエト権力の安定期に「民族問題」の対応は、少数民族圧迫の悪い施策などが目立ったものに変わったのは、独裁者となったスターリンの心変わりもあるかもしれないが、社会主義理論の実践適用の難しさでもあったと思われる。スターリンは各地方の指導部層が「民族問題」の意義をまったく理解していないことを嘆いている。

その後ソ連崩壊、民族国家の分離独立という現象が起き、1991 年にウクライナも再び分離独立して、現状に至っているのである。従ってソ連崩壊における民族問題の位置づけについては社会主義国家建設のどこかで理論的な誤りがあったのに違いない。

●現在のロシア共同体の構成を見るならば、多民族国家機構の伝統を引き継いでいる面がある。ソ連邦は帝国主義でなく社会主義国家なので領土拡張や植民地獲得などの資本主義的な動機はない、つまりそうした国家欲求は発生しない、また多民族国家内部における民族間関係や連邦への参加の形態は、民族国家としての分離独立、民族共和国として連邦への参加、自治州としての参加など 3 種類くらいの形式があるという理論的建前は変わらないと思われる。しかし、領土の定義とはなにかと歴史的に考えると、現状がすべてとは単純には言えない。とはいえ、現在 NATO 諸国が心配しているようなロシアが領土を奪うために攻め込んでくるという現実的恐れはないと思われる。しかし、ロシア周辺国がそれを心配するのは、自国の一部がかつてロシア領であったという記憶によるもので、一種の歴史的トラウマになっているのであろう。同じくロシアが、西方からフランスやイギリスやドイツのような国が攻めてくるという恐怖を持つのは、やはり歴史的にナポレオン戦争、クリミア戦争、ナチズム戦争による記憶として埋め込まれているのかもしれない。

●新たに 1991 年に独立したウクライナにおける 2014 年のいわゆるマイダン革命により親ロシア派を追放し、現在の親 NATO 派が政権を握った。そしてロシアによるクリミア併合が起きた。2014 年と 2015 年の 2 回にわたるベラルーシのミンスクでドイツのメルケルなどが仲介人として結んだミンスク協定では、ロシア人住民(ウクライナ人口の約 3 割)が多数を占めるウクライナの東部南部地域の自治をウクライナ法に基づいて認めるという、すなわちウクライナが多民族国家となる筈のところ、ミンスク協定は反故となってしまう。2019 年のウクライナ憲法改正でヨーロッパ帰属志向を明記した。同年言語法を制定しウクライナ語のみにすることを決めた。こうしてウクライナは初期スターリンが言うところの諸民族の自由平等と母語使用の自由を束縛する「排他的ブルジョア民族主義」に先祖返りしたように見える。2010 年頃から 10 年ほど続くいわゆる東部南部における親ロシア派との内乱では数万の死者をだしている。2022 年に始まったウクライナ戦争は、ある日突然始まったのではなく、長い歴史的文脈の結果として起きたのである。これを正義不正義の戦争だと定義するのは無理であり無責任で、なんらよい結果は生まないであろう。

ロシア専門元外交官で作家の佐藤優氏は、ウクライナはポーランドよりの地域、キー

ウのある中央地域、そしてロシア民族の多数派が占める南部東部の三つに解体するのではないかと語っている。スターリンは、「ドイツは自分がウクライナを作ったと語っているが、ウクライナ人は必ず民族の自決と自由を取り戻すだろう」と 1922 年のロシア共産党大会で演説している。われわれはウクライナ地域紛争の本質、過去現在未来について、諸説にとらわれず改めて考えてみる必要があるだろう。果たしてウクライナは EU や NATO に加盟してヨーロッパの国になれるのだろうか。スターリンの言う民族とは母語が命ということであれば、スラブのキリル文字も EU の公用語になるのであろうか。ウクライナ政府の悲願であるヨーロッパ人になりたいという思いは実現するであろうか。この 1000 年くらいの間に、ウクライナ人がウクライナの主権者になった期間は 200 年にも満たない。フランス、リトアニア、ポーランド、ロシア、ドイツなどに占領されてきた。ウクライナの悲願の実現はコサックの国として復活し単一民族国家になるのか、あるいは多民族国家として多様性を認めていくのか。エンゲルスは「他民族を抑圧する民族は自分も自由になれない」と語っている。

(いしづか ひでお、研究所主任研究員)



## ●事務局日程 (5-7 月)

### 【5 月】

- 2 日 監事監査
- 10 日 総会シンポ打ち合わせ
- 12 日 第 6 回事務局会議
- 16 日 ドイツ協同組合法学習会打ち合わせ
- 19 日 第 7 回理事会
- 19 日 国際開発学会 SSE 研究部会公開研究会参加
- 23 日 第 20 回協同組合研究会参加
- 25 日 ドイツ協同組合法第 3 回学習会
- 25 日 「研究所ニュース」No. 82 発行
- 25 日 機関誌別冊 No. 4 発行
- 27 日 第 11 回社会的連帯経済研究会
- 29 日 読書会 (『無差別・平等の医療〜』)
  - ・総会議案準備
  - ・研究助成案内
  - ・ニュース、機関誌、別冊 4 編集

### 【6 月】

- 6 日 定期総会会場下調べ
- 17 日 定期総会および 20 周年記念シンポジウム開催
- 25 日 協同総研総会企画参加

- 26 日 読書会 (『無差別・平等の医療〜』)
- 29 日 実務打ち合わせ
  - ・総会準備、NPO 書類準備
  - ・年会費請求準備
  - ・機関誌編集

### 【7 月】

- 2 日 暮らしと協同の研究所分科会参加
- 3 日 研究助成審査委員会
- 7 日 第 1 回事務局会議
- 12 日 協同組合等研究組織自主交流会参加
- 14 日 第 1 回理事会
- 15 日 共同組織の共同調査打ち合わせ
- 15 日 地域医療自治体病院 WG
- 22 日 第 12 回社会的連帯経済研究会
- 25 日 機関誌 83 号発行
- 25 日 第 21 回協同組合研究会参加
- 29 日 JCA 第 73 回公開研究会参加
- 31 日 読書会 (『無差別・平等の医療〜』)
  - ・四半期決算、年会費請求
  - ・研究助成審査連絡
  - ・機関誌編集